



参議院議員 島村 大 レポート

2015年 6月号 vol.13

発行元：自民党神奈川県参議院選挙区第三支部

◆島村大 現在の主な役職◆

- 〈参議院〉厚生労働委員会、予算委員会、ODA 特別委員会 各委員
国の統治機構調査会理事
- 〈自民党〉厚生労働部会副会長、厚生関係団体委員会副委員長、
国際局次長、行革推進本部幹事
- 〈その他〉国民歯科問題議員連盟事務局次長

日頃のご厚情に心より感謝申し上げます。光陰矢のごとし、この6月で今年も半分終わることになりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。本当に早いですね！

後半国会は、安全保障関連法案や労働者派遣法改正案などの重要法案の審議も始まり、大詰めを迎えています。私も真剣勝負の毎日を積み重ね、時を大切に丁寧に過ごして参る所存です。引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

5月26日、厚生労働委員会で質問しました！

～医療保険制度改革法案～



塩崎厚生労働大臣へ、質問の前に箱根町への支援策についてお願いをさせていただきました。質疑では国保の運営主体が市町村から都道府県に移行する際の、保険料率の基本的な考え方を伺いました。



法案の大きな目的の一つは医療費の適正化ですが、国民へのメリットとして挙げられることとは何か。等々質問しました。



午前中は安倍総理が野党の質疑に応じ、昼の理事会でやっと同日の採決が決まりました。翌27日の本会議で可決成立。国会日程は窮屈になってきています。

以下の質問をしました

1. 国保の広域化による格差是正について

国保の運営主体が市町村から都道府県へ移行する広域化により、基本的には地域間の格差が解消され、都道府県単位で平準化が図られることは望ましいと考える。しかしながら、保険料負担が平準化に向かうと、どうしても保険料が引き上げられる地域が出てくるのではないかと。地域によって受けられる医療サービスの量に違いがある現状のまま保険料率が上がってしまうようなことがあると、特に地方部において負担が重くなる懸念があるが、どのように対応されるか。

2. 広域化後の高額療養費制度等について

現在の制度では、直近の12ヶ月間に既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目以降、自己負担の上限額が引き下がる「多数回該当制度」がある。これまでは、他の市町村に転居すると、この3回のカウントがリセットされていたが、国保が広域化されることにより、同一都道府県内での転居であればリセットされることなく多数回による自己負担の上限額の引き下げのメリットが受けられると聞いている。被保険者にとってのメリットとは、そのほかどのようなことが挙げられるか。

3. 国保の保険者機能について

地域保険である国保は、職域保険である健保組合等と異なり、保険者機能があまり発揮されていない。例えば、特定健診等受診率は、健保組合に比べてかなり低くなっている。職域における被保険者の連帯意識が少ない国保ではやむをえない面があるが、今後は国保も保険者機能を発揮して予防・健康づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。改正案では、国保に新たに保険者努力支援制度が設けられることとされているが、これによる予防・健康づくりへのインセンティブについて伺いたい。また、制度を活用するための工夫とは。

4. 国保組合の広域化等について

市町村国保が広域化により持続可能な保険制度を目指す中で、国保組合も可能な限り広域化を図るなど自助努力も必要と考える。組合の合併や組合員を増やす工夫など、時代に合ったものにすべきではないか。政府としてはいかががお考えか。 **詳しくはホームページから動画、議事録をご覧ください。**

質問の前日5月25日、箱根町大涌谷周辺の火山活動に伴う支援について、山口昇土町長、牧島かれん衆議院議員と共に菅官房長官、塩崎大臣、山谷防災担当大臣へ要請活動を行いました。

質問に入る前に、塩崎大臣へ休業状態にある箱根町の観光施設等の従業員への雇用調整助成金の対応について要望し、委員の先生方へも、避難指示区域は大涌谷周辺だけである旨、風評被害懸念について理解を求めました。



* 安全保障関連法案とは… *

5月26日に衆議院本会議で中谷安全保障法制大臣の趣旨説明が行われ、審議入りしました。安倍総理は「**国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、あらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行う法制の整備が必要不可欠**」と述べています。この安全保障関連法案とは、以下の2本立てとなっています。

- 1. 平和安全法制整備法案**…自衛隊法、武力攻撃・存立危機事態法、重要影響事態法、国際平和維持活動(PKO)協力法などで、現行10法を改正する一括法。
- 2. 国際平和支援法案**…自衛隊を随時海外に派遣できるようにする新法。

日本の安全保障政策は、これまで対応できない事態が起こるたびに後追いの法整備を行ってきました(1991年の湾岸戦争→PKO協力法、1993年北朝鮮による朝鮮半島核危機→周辺事態法、2001年米同時テロ→その都度の特措法)。今回の法案は、安法制の見直しを包括的に、大胆に進めるものです。

日本の平和と安全 → 集団的自衛権の限定的な行使を可能に。

国際社会の平和と安全 → 活動地域や武器使用に関する法的制約を憲法の範囲内で大幅に緩和。

国民の皆様の命と平和な暮らしを守ることは、もっとも重要な政治の責任です。
参議院での審議は会期末予定の6月24日頃から(延長必至)の見通しです。私も丁寧に説明をさせて頂きながら、慎重な議論の下、法案可決成立に向けてしっかりと取り組んで参ります。

◇ 参議院議員 島村 大 事務所 ◇

<https://www.shimamura-dai.jp/>

【神奈川事務所】横浜市保土ヶ谷区帷子町1-40-1-2F

TEL 045-333-1800/FAX 045-333-1820

【国会事務所】千代田区永田町2-1-1

TEL 03-6550-0415/FAX 03-6551-0415

参議院議員会館415号室